

墨田区総合体育館の管理運営に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																																
<p>（利用の不承認）</p> <p>第 6 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用の承認をしないものとする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 施設等を毀損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>（利用承認の取消し等）</p> <p>第 1 2 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 災害その他の事故により施設等を利用することができなくなったとき。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>（指定管理者の指定の手續）</p> <p>第 1 7 条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、次の各号のいずれにも該当すると認めたものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、総合体育館の効用を最大限に発揮することができるものであるとともに、その効率的な運営が図られるものであること。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>別表</p> <p>1 貸切りの場合の利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">施設区分</th> <th colspan="2">時間帯</th> </tr> <tr> <th>午前9時から午後6時まで</th> <th>午後6時から午後10時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">メイ</td> <td>アリ</td> <td>平日</td> <td>25,300円</td> <td>44,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土曜日・</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分			時間帯		午前9時から午後6時まで	午後6時から午後10時30分まで	メイ	アリ	平日	25,300円	44,000円		土曜日・			<p>〔同左〕</p> <p>第 6 条 〔同左〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 施設等をき損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第 1 2 条 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 災害その他の事故により施設等の利用ができなくなったとき。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第 1 7 条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔同左〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、総合体育館の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、その効率的な運営が図られるものであること。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>別表</p> <p>1 貸切りの場合の利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">施設区分</th> <th colspan="2">時間帯</th> </tr> <tr> <th>午前9時から午後6時まで</th> <th>午後6時から午後10時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">メイ</td> <td>〔同左〕</td> <td>〔同左〕</td> <td>23,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>〔同左〕</td> <td>〔同左〕</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分			時間帯		午前9時から午後6時まで	午後6時から午後10時30分まで	メイ	〔同左〕	〔同左〕	23,000円	40,000円	〔同左〕	〔同左〕		
施設区分				時間帯																													
			午前9時から午後6時まで	午後6時から午後10時30分まで																													
メイ	アリ	平日	25,300円	44,000円																													
		土曜日・																															
施設区分			時間帯																														
			午前9時から午後6時まで	午後6時から午後10時30分まで																													
メイ	〔同左〕	〔同左〕	23,000円	40,000円																													
	〔同左〕	〔同左〕																															

アリーナ	観客席	日曜日・休日	1回、3時間以内	35,200円	44,000円
		固定席		5,280円	7,040円
		可動席		2,530円	3,300円
サブアリーナ	アリーナ	平日	1回、3時間以内	12,650円	22,000円
		土曜日・日曜日・休日		17,600円	22,000円
		観客席（固定席）		2,200円	2,860円
武道場	平日			7,920円	15,400円
	土曜日・日曜日・休日				15,400円
多目的競技場	アーチェリー利用		1回、1時間以内	3,300円	
	アーチェリー利用以外	平日		8,800円	11,000円
		土曜日・日曜日・休日		11,000円	
多目的広場	平日		1回、1時間以内	8,800円	11,000円
	土曜日・日曜日・休日			11,000円	
会議室				1,430円	
規則で定めるその他の施設（1平方メートル当たり）				16円50銭	

付記

- 第3条に規定する開館時間以外の時間帯に利用する場合の利用料金は、この表の施設区分ごとに定める利用料金（時間帯によって利用料金が異なる場合は、午後6時から午後10時30分までの時間帯の利用料金）の3割増相当額以内（付記2から4までのいずれかの規定により利用料金を増額する場合は、当該増額した利用料金の3割増相当額以内）とする。
- ～ 4 〔略〕
- 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が利用する場合の利用料金の額は、この表に定める額（付記1から4までのいずれかの規定による額を含む。）に当該額の5割相当額を加えた額とする。

アリーナ	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	32,000円	40,000円
				4,800円	6,400円
				2,300円	3,000円
サブアリーナ	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	11,500円	20,000円
				16,000円	20,000円
				2,000円	2,600円
武道場	〔同左〕		〔同左〕	7,200円	14,000円
	〔同左〕				14,000円
多目的競技場	〔同左〕		〔同左〕	3,000円	
	〔同左〕	〔同左〕		8,000円	10,000円
		〔同左〕		10,000円	
多目的広場	〔同左〕		〔同左〕	8,000円	10,000円
	〔同左〕			10,000円	
会議室				1,300円	
規則で定めるその他の施設（1平方メートル当たり）				15円	

付記

- 第3条に規定する開館時間以外の時間帯に利用する場合の利用料金は、この表の施設区分ごとに定める利用料金（時間帯によって利用料金が異なる場合は、午後6時から午後10時30分までの時間帯の利用料金）の3割増相当額以内（付記2から4までの規定により利用料金を増額する場合は、当該増額した利用料金の3割増相当額以内）とする。
- ～ 4 〔略〕
- 〔新設〕

6 この表の施設区分のうち、規則で定めるその他の施設（1平方メートル当たり）の利用に係る利用料金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 貸切りでない場合の利用料金

施設区分	利用単位	利用者区分	
		一般	中学生以下及び規則で定める者
プール及びトレーニング室	1回、2時間以内	550円	270円
多目的競技場（アーチェリー利用）及びランニングコース		330円	160円

付記〔略〕

3〔略〕

〔新設〕

2 貸切りでない場合の利用料金

施設区分	利用単位	利用者区分	
		一般	中学生以下及び規則で定める者
プール及びトレーニング室	〔同左〕	500円	250円
多目的競技場（アーチェリー利用）及びランニングコース		300円	150円

付記〔略〕

3〔略〕

付 則

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際、現に利用承認を受けているものに係る利用料金については、なお従前の例による。